

## 軽自動車・バイクの廃車や名義変更は早めに済ませましょう

軽自動車税は、4月1日に軽自動車（軽四輪・バイク・小型特殊自動車など）を所有している人に課税される税金です。4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度の軽自動車税が月割になったり、還付されることはありませんので注意してください。廃車や名義変更などの手続きは早めに済ませましょう。なお、納税通知書は毎年5月中旬に送付し、納期限は5月末日となります。

▶問い合わせ先 税務課市民税班（☎ 63-1111 内線 171）

●次の事例に該当する場合は速やかに必要な手続きを行いましょ

事例	必要な手続き
他人に譲った・他人から譲ってもらった	名義変更
所有者が亡くなった	廃車・新しい所有者に名義変更
解体業者に依頼して解体した	ナンバープレートや車検証を返納し、廃車手続
市外に住所が変わった（原付バイクなど）	島原市ナンバーの返納・転居先でナンバー交付申請
市外に住所が変わった（軽自動車など）	車検証の記載事項変更



●受付場所 ※車種によって受付場所が異なりますので注意してください

車種区分	受付場所
原動機付自転車（ミニカー含む）	税務課市民税班（☎ 63-1111 内線 171）
小型特殊自動車（農耕作業用、その他）	※市民窓口サービス課、有明支所、三会出張所でも受付可
軽二輪（125cc 超～ 250cc 以下）	全国軽自動車協会連合会 長崎事務所
軽四輪（乗用、貨物）	（☎ 095-838-3244）
二輪の小型自動車（250cc 超）	長崎運輸支局（☎ 050-5540-2083）



### 今月の表紙 ごみステーションで 収集作業をする作業員

4月1日からごみの分別区分が一部変わります。（詳しくは特集ページをご覧ください）また、ごみ収集の効率化や景観保全、交通渋滞の緩和などを図るため、ごみステーション化を推進していきます。

島原の将来のため、ごみの分別とステーション化に、市民皆さんの協力をよろしくお願いします。

市長コラム 古川隆二郎  
捨てればごみ、  
使えば資源

私たちが社会生活を営む上でごみが発生するのは当然のことです。

私が子どものころは着る物も上の子から弟や妹へ、夏のスイカの皮は漬物へと、物が使える間は使い回す時代でした。もちろんプラスチック製品など希少な物でした。

現代社会は便利な物で溢れています。レジ袋や食品パック、その残骸は海へ流れ、自然界へ大きなダメージを与えています。

4月1日から「その他不燃物」の新しい分別方法がスタートします。市民皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。